

鹿沼市青少年問題協議会条例の廃止について

次のように定める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市青少年問題協議会条例を廃止する条例

鹿沼市青少年問題協議会条例（昭和 44 年鹿沼市条例第 11 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 41 年鹿沼市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 青少年問題協議会委員の項を削る。